

## 京都動物愛護憲章の制定及び

### 京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に係る市民意見募集について

本市では、京都府と共同で「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示し、様々な人々がそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するための原点、よりどころとなる「京都動物愛護憲章」の制定に向け、「京都動物愛護憲章懇話会」の実施や意見募集に取り組んできたところであり（平成26年8月20日教育福祉委員会報告）、これらの取組を踏まえ、平成26年12月12日に、「京都動物愛護憲章」を府市共同で制定いたしました。

更に本市では、「京都動物愛護憲章」に掲げる「人にも動物にも心地よいまち」の実現を目指し、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、動物による迷惑事象の発生を防止するため、まちの美化の推進、生活環境の保全の観点も踏まえて、より具体的な規制行為を示すとともに、実効性ある措置を定める条例の制定に向けて、市民意見の募集を開始しました。

#### 第1 京都動物愛護憲章の制定について

##### 1 内容等

リーフレット「京都動物愛護憲章を制定しました」のとおり

##### 2 制定日

平成26年12月12日

（「ワンニャンの日」として、府市同日に制定しました。）

##### 3 制定の経過

平成26年 6月19日 第1回懇話会開催（形式・文言等）

7月14日 第2回懇話会開催（憲章素案たたき台）

8月 7日 第3回懇話会開催（憲章素案）

8月～10月 市民意見募集（9月21日：シンポジウム開催）

11月11日 第4回懇話会開催（最終意見聴取）

第4回懇話会意見要旨：憲章素案の内容について、修正を加えずに憲章としていくことが望ましい。

#### 4 市民意見募集（8月21日～10月10日）等の結果（概要）

##### （1）意見応募者数及び件数

	応募者	件数
市受付分	1, 081	2, 327
府受付分	68	140
合計	1, 149	2, 467

## 第2 京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に係る市民意見募集について

### 1 取組の趣旨

「京都動物愛護憲章」に掲げる「人にも動物にも心地よいまち」の実現を目指し、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、動物による迷惑事象の発生を防止するため、「犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム」におけるこれまでの検討や、「京都動物愛護憲章」制定に当たって寄せられた意見等を踏まえ、「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」の制定に取り組むこととし、市民意見募集を行ってまいります。

具体的には、例えば、犬猫のふん尿被害等は、関連法令に規制があるものの具体性に乏しく、罰則等の実効性ある措置もないため、既存の規制だけでは、マナー意識の低い飼い主等に対する抑止力として十分に機能しない現実があり、苦情やトラブルが後を絶ちません。

このため、人と動物の共生するうまいのある豊かなまちの理念を広く御理解いただく憲章に加えて、動物による迷惑事象の発生の防止、更には、まちの美化の推進、生活環境の保全の観点も踏まえて、より具体的な規制行為を示すとともに、違反に対する罰則等の実効性ある措置を定める条例が必要と考えております。

### 2 市民意見募集の内容

リーフレット「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に係る意見募集について」のとおり

### 3 募集期間

平成26年12月15日（月）から平成27年1月14日（水）まで

### 4 市民意見募集リーフレットの配布場所

市役所、区役所・支所、各保健センター、京都市家庭動物相談所など。また、京都市のホームページにも掲載します。

### 5 応募方法

郵送、ファックス、電子メール、ホームページ等

### 6 今後の予定

市民意見の内容を踏まえ、平成27年2月市会に条例案を提案する予定です。